

令和4・5年度（2022・2023年度）  
草加市小規模契約希望者登録要領

1 目的

この要領は、市が発注する小規模な工事等の契約について、市内業者の受注機会を拡大することで地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 登録できる者

小規模契約希望者登録ができる者は、市内に主たる事業所を置く者（適法の範囲内で建設業の許可、免許又は登録（以下「許可等」という。）の有無、希望業種、経営組織、従業員数等は問わない。）とする。

3 登録できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、小規模契約希望者登録はできない。

- (1) 市内に主たる事業所を置かない者
- (2) 心身の故障により、小規模契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (3) 草加市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領に基づく資格審査を受け、資格者名簿に登録されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

4 登録・変更方法等

- (1) 令和4年（2022年）3月15日から草加市小規模契約希望者登録申請書（第1号様式）により随時受け付ける。ただし、閉庁日を除く。
- (2) 登録者は登録後に登録内容に変更が生じた場合又は登録の取下げを希望する場合は、草加市小規模契約希望者登録事項変更・取下届（第2号様式）を速やかに提出すること。
- (3) 登録申請・変更届等の受付担当課は、総務部契約課とする。
- (4) 令和4年（2022年）3月31日以前に申請し、審査に合格した者の有効期間は令和4年（2022年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの2年間とし、令和4年（2022年）4月1日以降に申請した者については、審査に合格した日から令和6年（2024年）3月31日までとする。

5 登録者の取扱い

申請書等の審査後、草加市小規模契約希望者登録名簿を作成し、庁内に公開し登録業者の受注機会の拡大に努め、併せて登録内容の透明性、公平性を図るため一般にも公開（閲覧方式）する。

6 対象となる契約

選定の対象となる契約は、随意契約によるもので予定価格が130万円を超えず、内容が軽易で、かつ履行の確保が確実な工事及び修繕等に係る契約とする。

7 契約保証金の免除

草加市契約規則第17条第6号の規定により契約保証金の納付を免除する。

8 草加市建設工事等請負業者指名停止基準の適用

小規模契約登録者には、草加市建設工事等請負業者指名停止基準を適用する。

9 登録の取消し

市は登録者が次の各号に該当し契約の相手方として不相当であると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録・変更等の提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 契約に際し、談合等に起因する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）違反その他関係法令に違反する行為を行った場合
- (3) 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき
- (4) その他契約の履行に際し、不正又は不誠実な行為等があった場合

10 要領の有効期限

令和6年（2024年）3月31日まで

# 令和4・5年度(2022・2023年度)草加市小規模契約希望者登録申請をされる方へ

## 草加市小規模契約希望者登録制度とは

この制度は、草加市建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領に基づく資格審査(いわゆる指名参加登録)を受けていない方で、草加市が発注する工事、修繕等の契約のうち「少額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、市内業者の受注機会を拡大し、よって市内経済の活性化を図ることを目的としています。

## 登録方法は

登録は簡単です。登録申請書に必要書類(納税証明、許可証の写し等)を付けて出すだけです。

## 登録できる方

市内に主たる事業所を置き、草加市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領に基づく資格審査を受け、資格者名簿に登録されていない者(適法の範囲内で、建設業の許可、免許又は登録の有無、希望業種、経営組織、従業員数等は問いません。)

## 登録できない方

- (1) 市内に主たる事業所を置かない者(市外に本店がある場合など)
- (2) 心身の故障により、小規模契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (3) 草加市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領に基づく資格審査を受け、資格者名簿に登録されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

## 登録の受付は

令和4年3月15日から、閉庁日を除き開庁時間内であれば、いつでも受け付けます。

有効期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

ただし、令和4年4月1日以降に申請した場合は、審査完了日からです。

令和6・7年度については改めて申請してください。

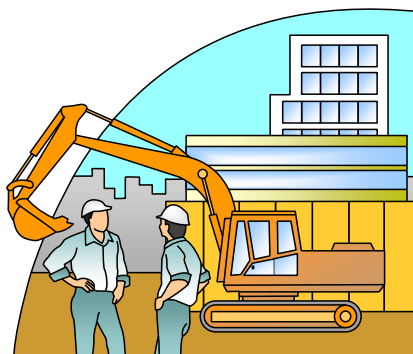
申請書等の配布(草加市ホームページからも入手できます。)及び受付は草加市役所総務部契約課の窓口で行います。

## 登録すると

草加市小規模契約希望者登録名簿に搭載して庁内に公開し、業者選定の対象となります。

また、契約制度の透明性を図るため一般にも公開(閲覧)します。

ただし、名簿に登載しても指名や契約を約束するものではありません。



## 発注方法等について

発注方法については、①指名による見積合せ、②公募による見積合せがあります。

公募による見積合せの情報は、草加市ホームページ（「トップページ」-「事業者・仕事」-「入札・契約」-「見積合わせ(随意契約)情報」）に掲載しております。

請負者の決定方法は、原則として複数の業者との見積合せにより、最低価格の方と契約することになります。

なお、見積合せに指名されても、都合により辞退することは可能ですが、辞退する場合は必ず連絡をしてください。

ただし、契約締結後(発注後)の辞退はできません。

## 契約すると

発注担当課と書面(契約書又は請書)により契約します。この場合、契約保証金は原則として免除します。

施工は、草加市契約規則、草加市建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従い誠実に行わなければなりません。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種の範囲は自ら施工できる業種で登録してください。

## 請負代金の支払い

施工完成後の検査に合格後、請求に基づき支払います。

支払期間は、正当な請求を受けた日から30日(建設工事は40日)以内です。なお、前払金、中間払金はありません。

## ・登録受付・問合せ先

〒340-8550

草加市高砂1-1-1

草加市役所

総務部

契約課 [市役所西棟3階]

TEL048-922-1129

FAX048-922-3091

# 草加市小規模契約希望者登録申請書の書き方

- 1 「日付」は、提出日当日の日付を記入してください。
- 2 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。
- 3 「商号又は名称」は、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は、通常使用している名称がある場合はそれを記入し、特に名称がない場合は無記入にしてください。
- 4 「法人番号」は、法人番号指定通知書に記載された法人番号を記入してください。  
個人事業主の場合は空欄にし、個人番号を記入しないでください。
- 5 「代表者職氏名」の「職」は、法人の場合は商号登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。
- 6 「電話番号」、「Fax番号(ある場合のみ)」、「E-mail」は、通常、昼間の時間帯で連絡の取れる番号、アドレスを記入してください。
- 7 この申請書に押印する印鑑は、見積書、契約書、請求書等に使用するものと同一の印鑑を押印してください。  
法人の場合は代表取締役印(登記印)を、個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。
- 8 希望業種については複数(ただし5業種まで)の希望が可能です。  
「工事コード」及び「業務名」は別紙草加市小規模契約希望者登録工事コード表より希望の工事コードの数字と業務名を転記してください。  
許可・免許等が必要な業種は、その種類名称を業務名の右欄に記入してください。
- 9 添付書類は、次のものを申請書と同時に提出してください。  
「納税証明書又は非課税証明書」: 法人の場合は最新年度分の法人市民税、個人事業主の場合は最新年度分の市・県民税(いずれも、原本を提出のこと)。新規事業者のため、納税証明書等が出ない場合には営業届出済証明書を提出してください。  
「許可・免許・登録証明書」: 希望業種を施工する際に必要な場合のみ添付してください。  
(写し可)
- 10 その他上記届出事項に変更があった場合や登録自体を取り下げたいときは、草加市小規模契約希望者登録事項変更・取下届(第2号様式)により、適宜提出してください。

令和4・5年度(2022・2023年度)

## 草加市小規模契約希望者登録工事コード表

工事コード				業務名	工事の例示
7	7	0	1	土木一式工事	道路、河川、治水工事等
7	7	0	2	大工工事	大工、型枠、造作工事等
7	7	0	3	左官工事	左官、モルタル、吹付け(建築物)工事等
7	7	0	4	鉄骨等組立架設工事	とび、足場等仮設、鉄骨組立工事等
7	7	0	5	解体工事	工作物解体、建築物解体、ひき工事等
7	7	0	6	土工事	盛土、掘削、根切り、土留め工事等
7	7	0	7	吹付け工事	モルタル吹付け(法面処理)工事
7	7	0	8	外構工事	外構、ネットフェンス工事等
7	7	0	9	屋根工事	瓦・スレート・金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事等
7	7	1	0	電気設備工事	構内電気設備、照明設備、ネオン装置工事
7	7	1	1	給排水設備工事	給排水・給湯設備、水洗便所設備工事等
7	7	1	2	冷暖房空調設備工事	冷暖房設備、空調設備、ダクト工事等
7	7	1	3	浄化槽工事	浄化槽工事
7	7	1	4	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック・れんが積み(張り)、タイル張り工事等
7	7	1	5	門扉工事	門扉取り付け工事
7	7	1	6	板金工事	板金加工取付け、建築板金、カラー鉄板・ステンレス板張付け工事等
7	7	1	7	ガラス工事	ガラス加工取付け工事

工事コード				業務名	工事の例示
7	7	1	8	塗装工事	塗装、溶射工事等
7	7	1	9	内装仕上工事	インテリア、天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り工事等
7	7	2	0	床仕上工事	床仕上工事
7	7	2	1	たたみ工事	たたみ工事
7	7	2	2	ふすま工事	ふすま工事
7	7	2	3	電気通信工事	TV電波障害防除設備、共同アンテナ設置工事等
7	7	2	4	庭園工事	植栽、地被、景石、地ごしらえ、水景工事等
7	7	2	5	公園設備工事	公園設備、園路工事等
7	7	2	6	広場工事	修景広場、芝生広場、運動広場工事等
7	7	2	7	サッシ工事	サッシ取付け工事
7	7	2	8	カーテンウォール工事	金属製カーテンウォール取付け工事
7	7	2	9	シャッター工事	シャッター取付け工事
7	7	3	0	自動ドア工事	自動ドア取付け工事
7	7	3	1	建具工事	金属製・木製建具取付け工事
7	7	9	9	「その他の工事」	※上記以外の業務

※ 工事コード7799「その他の工事」を選択した場合、申請書等の業務名欄には具体的な業務名を記入してください。